

山梨県町村議会議長会規約

昭和24年8月25日制定	昭和32年5月1日改正
昭和35年5月31日改正	昭和39年4月30日改正
昭和42年5月30日改正	昭和54年5月29日改正
昭和56年4月22日改正	昭和60年4月25日改正
昭和61年4月30日改正	平成元年4月27日改正
平成2年4月27日改正	平成3年5月30日改正
平成5年4月23日改正	平成15年5月27日改正
平成16年5月25日改正	平成16年12月9日改正
平成17年4月1日改正	平成18年4月18日改正
平成27年4月1日改正	

第1章 総 則

(名称及び組織)

第1条 本会は、山梨県町村議会議長会と称し、山梨県内の町村議会議長をもって組織する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を甲府市蓬沢1丁目15番35号山梨県自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地方行政の円滑なる運営とその刷新改善に努め、地方自治の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町村議会運営の調査・研究
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 議員の資質向上を図るための研修会の開催
- (4) 町村議会議員の福利厚生事業
- (5) 町村議会及び他の公共団体との連絡調整
- (6) その他の目的達成に必要な事業

第2章 会 議

(会 議)

第5条 本会の会議は、町村議会議長会議及び役員会とする。

2 会議は、会長がこれを招集する。

3 町村議会議長会議及び役員会における議長の職務は、会長が行う。

ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行い、会長・副会長ともに事故あるときは、その会議に出席している者の中から選任された仮議長がその職務を行う。

4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ議事に入ることはできない。

5 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

第6条 (削除)

(町村議会議長会議)

第7条 町村議会議長会議は、必要に応じてこれを開く。

2 町村議会議長会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 会長、副会長及び監事の選任
- (4) 事業計画及び歳入歳出予算
- (5) 歳入歳出決算の認定
- (6) 会務の運営に関する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長及び監事をもって構成し、必要に応じてこれを開く。

2 役員会は、会長の諮問事項及びその他会務の運営について審議する。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第9条 本会に会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、町村議会議長会議において、町村議会議長の中から選任する。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名するところにより、その職務を代理する。

3 監事は、会計及び会務に関して監査する。

(役員の任期)

第11条 会長、副会長及び監事の任期は、選任された町村議会議長会議の日から2年後の年度最初の町村議会議長会議までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第12条 役員には報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費を弁償することができる。

(相談役)

第13条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長が町村議会議長会議の同意を得て委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応ずるほか、役員会に出席して意見を述べるができる。

第4章 特別機関

(特別機関)

第14条 会長は、特定事項を調査研究するため、必要があると認めるときは、町村議会議長会議に諮り、本会に特別な機関を設けることができる。

2 前項の場合においては、この構成、運営その他必要な事項を併せて諮らなければならない。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第15条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長ほか必要な職員を置き、会長が任免する。

3 事務局長は、会長の命を受け、本会の業務を掌理する。

4 職員は、上司の命を受け、本会の業務に従事する。

(参 与)

第16条 会長は、会務を円滑に運営するため、事務局に参与を置くことができる。

2 参与の任免に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会 計

(経費及び会計)

第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費の負担額及び収入については、毎年度予算の定めるところによる。

(予 算)

第18条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長が調整し、年度開始前に町村議会議長会議の承認を得なければならない。

(決 算)

第19条 本会の決算は、会長が翌年度の町村議会議長会議の承認を得なければならない。

第7章 補 則

(規約の改正)

第20条 この規約の変更は、町村議会議長会議の議決を得なければならない。

(選挙及び議事)

第21条 本会の選挙及び議事について、本規約に特別な規程のないものは、地方自治法及びその附属法令によるものとする。

(規約施行の委任)

第22条 この規約の施行に関し、必要な事項は町村議会議長会議でこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。